

令和5年度東京都北区

キャッシュレス決済端末等導入支援事業補助金

キャッシュレス決済を新たに導入、もしくは追加するためにキャッシュレス決済端末を導入した区内の中小企業者に対して必要な経費の一部を補助します。

対象者

中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者で、次のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) (法人の場合) 区内に本社又は主たる事業所を有すること
(個人事業主の場合) 区内に住民登録または事業所を有すること
- (2) 区内に店舗等があり、新たにキャッシュレス決済を導入した、または既に導入し、支払手段を拡大することを目的としてキャッシュレス決済端末等を導入したこと
- (3) フランチャイズ及びそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと
- (4) 法人住民税等を滞納していないこと
- (5) 対象機種が他事業の補助対象として他の公的機関から助成を受けていないこと
- (6) 同一代表者が当事業の補助金の交付を受けていないこと

補助対象経費

- ・キャッシュレス決済端末本体機器 (買替え・増設を含む)
- ・付属機器 ①汎用端末 例: タブレット、スマートフォン、パソコンなど
②関連機器 例: バーコードリーダー、レシートプリンタなど
③ネットワーク接続機器 例: Wi-Fiルーターなど

※新品のみ補助対象とします。中古品は除きます。

【対象外の経費】・工事費 ・手数料 ・リース料 ・ポイントでの支払分 など

補助金額

補助対象経費の全額で上限10万円

※消費税等は除きます。

※千円未満の端数がある場合には、端数を切り捨てた額とします。

※令和5年3月1日から令和6年1月31日までに加盟店手続き・支払いが完了しているものが対象です。

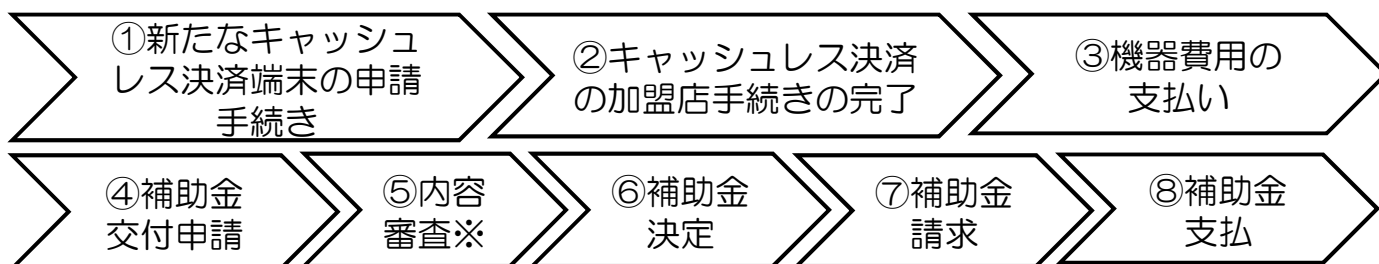
申請受付期間

令和5年4月1日から令和6年2月29日(必着)まで

申請書類等

- (1) 北区キャッシュレス決済端末等導入支援事業補助金交付申請書
- (2) 支払の根拠となる書類（領収書の写しなど）
- (3) キャッシュレス決済の加盟店となったことがわかる書類
- (4) キャッシュレス決済端末の設置状況がわかる資料
- (5) 誓約書（代表者の押印が必要です スタンプ印不可）
- (6) 北区に店舗があることがわかる書類
- (7) 区内に住所又は主たる事業所が区内にあることがわかる書類
（法人）履歴事項全部証明書の写し
（個人）開業届の写し
- (8) 法人都民税等を滞納していないことがわかる書類
（法人）法人都民税納税証明書の写し
（個人）特別区民税・都民税又は市町村民税納税証明書の写し

補助までの流れ



補助金を交付決定後、約一年後までのいずれかの時期に、現地を訪問し、関連機器の使用状況を確認します。また、その際に関連機器導入後の経営状況等のヒアリングを行います。

申請先

北区産業振興課産業振興係 電話：03-5390-1234
〒114-8503北区王子1-11-1 北とぴあ11階



◎申請書は北区のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/sangyoshinko/cashlesstanmatu.html>